

積算システムにおける 測量業務の「安全費の積算」について

測量業務の「安全費の積算」において、積算システムでは「率を用いた旅費交通費」を安全費の算出式の「往復経費」の対象としています。

令和2年8月1日基準からは、番号 22 『積算システムにおける測量業務の「安全費の積算」について（その2）』になります。